

行政不服審査法に基づく

審査請求のあらまし

調布市総務部法制課

TEL : 042-481-7339

行政不服審査制度とは？

- 市民等が、行政の処分等が違法又は不当だと思ふときに、簡易迅速な手続で、処分等に対する不服を申し立てることができる制度です。
- この不服の申立てを審査請求とといいます。
- 不服を申し立てるとは、具体的には、処分等の取消又は変更を求めることをいいます。
- 市に対し、説明を求めたり、単なる意見表明をすることは、不服を申し立てることには含まれません。

審査請求ができる対象は？

- 審査請求ができる対象は、処分等です。
- 処分等とは、法律上、市民の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果が認められた行為をいいます。
- 不服を申し立てたい市の行為が処分等に当たるかどうか迷われる場合は、総務部法制課までお尋ねください。

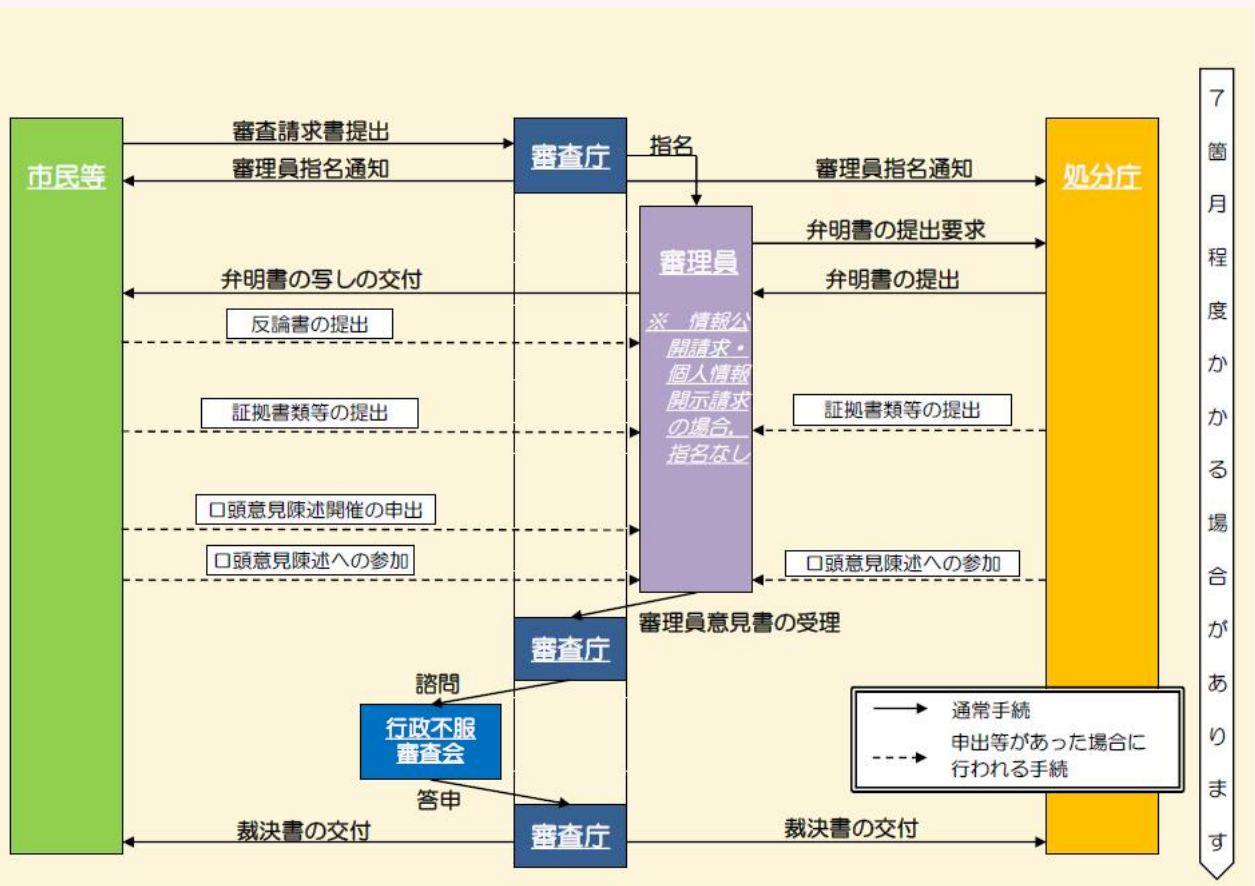
審査請求はいつまでできる？

- 審査請求は、不服を申し立てたい処分等を知った日から3箇月間することができます。
- 例外として、天災など正当な理由がある場合には、3箇月を超えても、審査請求が認められることがあります。

審査請求をするとどうなる？

- 不服がある処分等に関与していない職員（審理員）が，審査請求人・処分庁（処分等をした課）双方の主張・証拠を基に，審理手続（処分等の妥当性に関する調査審議等）を行います。
- 審理員の意見を踏まえ，審査庁が裁決の方針を決定します。
- 客観性・公正性を高めるため，有識者から成る第三者機関である調布市行政不服審査会が審査庁の判断をチェックします。

※ 一部例外があります。



審査請求の方法

- 審査請求受付窓口に審査請求書1通を提出してください。

※ 処分庁と審査庁が異なる場合は、正本1通・副本1通(合計2通)を提出してください。

- 審査請求書の受付窓口は、処分庁により異なります。処分庁が調布市長の場合は、総務部法制課が受付窓口となります。それ以外の場合は、処分庁にお問い合わせください。
- 審査請求書の様式等は定まっておきませんので、任意の文書に以下の必要事項を記載のうえ提出してください。

1. 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
(電話番号などの連絡先も、併せて記載をお願いします。)
2. 審査請求に係る処分の内容
3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
4. 審査請求の趣旨及び理由
5. 処分庁の教示の有無及びその内容
6. 審査請求の年月日

※ 審査請求人が社団・財団法人、総代又は代理人であるときは、その者の氏名及び住所(所在地)の記載が必要です。

■問合せ先

- 総務部法制課法制係
- TEL:042-481-7339
- FAX:042-481-6454
- Eメール:housei@city.chofu.lg.jp